

参考資料7

～横浜市保育士宿舎借上げ支援事業、30年度のご案内～

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

【支援対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、下記に該当する者

事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの保育士(30年度は21年度以降雇用)とする。

ただし、施設長及び平成24年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の3/4
助成金額	<u>宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4(61,000円)を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借上げ宿舎に入居している期間。ただし、事業者 に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、 <u>10年 目の会計年度末までの保育士(30年度は21年度以降の採用者)</u> とする。

※詳細は裏面参照

【平成30年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 平成30年4月から受付を開始します(通年)。

※遡り補助はしません。申請のあった月の家賃分からが対象です。

【応募方法】

申請者は法人単位となります。申請様式や必要書類は横浜市こども青少年局ホームページをご確認ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/syukusya.html>

【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 平成30年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書 ※平成29年度交付決定の有無をチェックする欄があります。
第3号様式 平成30年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
本人負担額確認書
平成30年度 雇用証明書
住民票（保育士）
保育士証（写し）

<参考>

対象経費

- ・1戸あたり、月額82,000円の3/4（61,000円）を上限に助成します。
※国1/2、市1/4、法人1/4

認められる経費	賃借料
	共益費（管理費）

※礼金、更新料、敷金、仲介手数料、補償料等は対象になりません。

★留意点★

- ・事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- ・住居手当が支給されていないことが条件です。
- ・遡り補助はしません。申請のあった月の家賃分だけが対象となります。
- ・事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。事業者及び職員（職員の親族等を含む）・役員等が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。

★変更点★

- ・小規模保育事業C型が新たに対象となります。
- ・途中ででの転居等で、月内に2戸以上の補助対象施設に居住する場合は、旧物件と新物件の助成金額の合計の上限が、61,000円となります。